

ICカード問題は労使の 協議をする必要がない!?

それでいいのか!

会社は付議事項に当たらない!の一点張り

6月29日、「ICカード不正使用に対する大量処分に関する申し入れ」について幹事間折衝を行いました。会社はこの申し入れに対して、協約の付議事項に該当しないとして、労使の協議を行わないことを明言しました。

このような、大量の処分者が出たこと自体、個人の問題を超えた会社それ自体の問題が問われてしかるべきであり、当然会社の責任も問われるべきです。労働組合としても、この問題に関して共に解決すべき協議をしようと会社に対して申し入れを行ってきました。しかし、会社側は結局当事者への責任転嫁・回避の姿勢を貫き、協議の場を持つともしませんでした。

このような不誠実な対応は、今回の事態をまたさらに助長したかたちで再発させる要因を残す結果となり、その姿勢は、安全問題にも直結していくことが危惧されます。

このような姿勢は断じて許されるものではありません。私たちは、そのような姿勢を許さず闘います。

組合：申37号の取り扱いについて協議したい。

会社：労働協約の付議事項ではないので協議しない。

会社：処分者はそれぞれ問題があると思った人は苦情処理をしているはずだ。そこで協議がされている。

組合：会社はこのことで世間に迷惑をかけたと思っているのか。

会社：思っている。

組合：反省はしているのか。

会社：どのようなことへの反省かは分からないが、反省はしている。

組合：反省があるならば、労使で協議して今後の改善をするべきだ。

会社：そのような考えはない。

組合：協議を拒否したことを確認する。